

令和 8 年 6 月 1 0 日

お客様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

確認申請等の審査に要する期間の状況と建築相談等の対応時間について

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

改正建築基準法が施行されて以降、申請図書が増加および審査内容の複雑化等による審査業務量の増大により、申請 1 件あたりの審査時間が大幅に増加しており、確認申請の審査に要する期間が長期化しております。

また、改正建築物省エネ法の施行に伴う原則すべての新築建築物への省エネ基準適合義務化により、省エネ適判、性能評価および長期確認等の申請件数も大幅に増加しており、受付から質疑・指摘事項等の送付までに相当の期間をいただいている状況です。

つきましては、申請者の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、法令に基づいた適確で効率的な審査の実施のため、以下についてご案内申し上げます。

● 審査期間の状況について（今後の状況により以下の期間が変わる場合は改めてお知らせいたします）

現在、標準的な木造 2 階建ての住宅（構造計算書の審査を要さないもの）における、各種申請の受付から質疑・指摘事項等の送付まで、以下の期間を要しております。

- | | | |
|--------------|---|------------|
| ○ 確認申請 | ➡ | 2 ～ 3 週間程度 |
| ○ 省エネ適判 | ➡ | 1 週間程度 |
| ○ 性能評価、長期確認等 | ➡ | 3 週間程度 |

※ 申請内容に大きな不備がある場合、審査に更に期間を要する場合があります

※ 期限を伴う案件については、可能な限り早期の申請にご協力をお願いいたします

※ 国の A I による『確認申請図書作成支援サービス』の積極的な活用にご協力願います

● 建築相談等の対応時間について

審査期間の短縮に向けて審査業務の効率的な実施を図るため、窓口および電話での建築相談等の対応につきまして、対応時間を以下のとおりとさせていただきます。

- | | | |
|-----------|--------|---------------------------|
| 【相談等対応時間】 | < 午前 > | 1 0 時 0 0 分 ～ 1 2 時 0 0 分 |
| | < 午後 > | 1 3 時 0 0 分 ～ 1 5 時 3 0 分 |

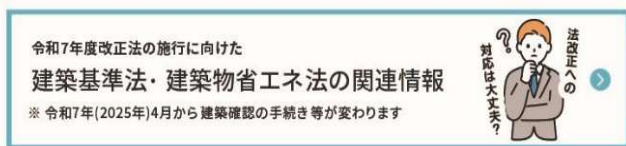
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 【対象となる業務内容】 | ○ 各種申請における事前相談・建築相談等 |
| | ○ 各業務の申請図書等の補正 |
| | ○ 各業務の検査における指摘事項等に対する対応 |

※ 各種相談にお越しの際は『相談票』をご持参いただき、円滑な相談対応にご協力ください

※ 相談等対応時間の制限と併せまして、電話による各種対応につきましても業務時間内のみとさせていただきます

※ 法改正に関する一般的な情報は、国土交通省の関連情報や、当センター H P の『法改正情報提供ページ』も併せてご参照ください

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、迅速かつ正確な審査業務遂行のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>



《 お問い合わせ 》

建築確認検査課	TEL 022-262-0401
性能評価課	TEL 022-265-3605
構造審査課	TEL 022-262-3717
県北事務所	TEL 0229-29-9177